

下島自治会規約

名称及び事務所

第1条 この会の名称は、下島自治会（以下「会」という）といい、事務所を自治会長（以下「会長」という）宅におく。

会 員

第2条 会員は、下島地域の居住者とする。但し、パレットガーデン自治会を除く。

目 的

第3条 この会は、町及び関係諸団体と連携協調をはかり、自治意識を高め会員相互の融和と親睦を深め、住み良い地域社会をつくることを目的とする。

事 業

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員相互の連携及び親睦に関する事。
- ② 生活環境の整備と改善及び福祉と健康増進に関する事。
- ③ 自主防災対策、道路水路、交通安全施設、防犯灯等の整備及び環境衛生でも午後に関する要望意見等の具申に関する事。
- ④ 山車保存会、下島連、子ども会、青少年健全育成会、福寿会、婦人会、生産組合、民生児童委員、消防5分団、小中学校PTA等地域の諸団体との連携助成に関する事。
- ⑤ ふるさと意識の高揚と伝承及び保存並びに文化教養に関する事。
- ⑥ 下島自治会館の管理運営に関する事。
- ⑦ 町及び関係機関との連携協調に関する事。

組織と運営

第5条 この会は、第2条の下島地域に居住する世帯等によって組を組織し、会の運営を合理的かつ円滑にするため一定の地域毎に地区自治会をもって構成する。

- ① 組は、一定の地域で10～25世帯とする。但し、組内の事情によってはその限りではない。
 - ② 地区自治会の名称は、東地区自治会、西地区自治会、南地区自治会とする。
2. 組織運営を円滑に行うため、広報部、福祉部、体育推進部、生涯学部、

防災部、福寿部、子ども育成部をおき、地域関連諸団体の協力を得る。

役員

第6条

この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	3名(地区自治会担当)
会 計	1名
顧 問	1名(会長は、必要により顧問を委嘱することが出来る)
部 長	7名
組 長	各組1名
監 事	2名

役員を選出

第7条

役員を選出については、次のとおりとする。

- ①会長は、選考委員会が推薦し、総会の承認を得る。
- ②副会長については、別に定める下島自治会細則により推薦し、総会の承認を得る。
- ③会計及び監事は、地区自治会の順送りとし、当番地区自治会の選考委員が推薦し、総会の承認を得る。但し、当番地区自治会の選考委員会が推薦出来ない相当の理由がある時は、前三役並びに選考委員会にはかり決定するものとする。
- ④部長は、各部の部員の互選により選出する。
- ⑤組長は、各組で任意選出する。

役員の任期

第8条

役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。組長の任期は、各組の取り決めに従うものとする。欠員によって就任した者は、前任者の残任期間とする。

役員の職務

第9条

役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、会務の代行者を互選する。
 - ①担当部を総括する。
 - ②組長が集めて持参した自治会費等を会計に引き渡す。
 - ③町等からの配布物を自治会館内所定の棚に配布する。
3. 会計は、この会の会計経理を処理する。

4. 顧問は自治会活動を円滑に行うために三役へ助言する。
5. 部長は、担当する事業部門を統括し、会の目的が達成出来るよう努力する。
6. 組長は、組内の諸事項にあたり組を代表し、会の運営にあたる。
7. 監事は、この会の会計を監査し、総会に監査結果を報告する。

役員の報酬

第10条 この会の役員には、予算の範囲内で報酬を支給する。但し、金額は、別に定める細則による。

会 議

- 第11条 会議は、総会および役員会とし、その召集は会長が行う。
2. 総会は、毎年3月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。
 3. 総会および臨時総会の議長は、出席者の中から選出する。
 4. 総会および臨時総会は、会員の出席者をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 5. 役員会および諸会議の議長は会長とし、役員会、諸会議は、過半数の出席者をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 6. 役員会および諸会議は、次の6会議による。
 - ①三役会 (会長、副会長、会計)
 - ②部長会 (三役、各部長)
 - ③組長会議 (三役、各部長、各組長)
 - ④合同会議 (三役、各部長、各組長、地域関連諸団体代表)
 - ⑤企画会議 (三役、各部長、地域関連諸団体代表)
 - ⑥特別委員会 (委員は、必要によりその都度会長が任命する)

議決事項

第12条 総会の議決事項は次のとおりとする。

- ①事業報告及び決算に関すること。
- ②事業計画及び予算に関すること。
- ③規約及び細則の制定並びに改廃に関すること。
- ④その他重要事項で会長が必要と認めたもの。
2. 役員会、諸会議の議決事項は次のとおりとする。
 - ①会の運営に関すること。
 - ②総会に付議すること。

③その他会長が必要と認めたもの。

経 費

第13条

この会の必要経費は、次の収入をもってあてる。

①自治会費。(一世帯当り月額250円「年額3,000円」)

②町交付金等。

③協力金。

④寄付金。

⑤その他の収入。

2. 自治会費は、年の途中に入会した会員には、入会日の翌月から納付する。
また、退会した会員には、翌月以降の会費を返戻する。

会計年度

第14条

この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

個人情報保護の取り扱い

第15条

この会が自治会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、次に掲げるとおり運用するものとする。

1. この会は、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。
2. この会は、会長が「下島自治会加入届」を会員又は会員になろうとするものから提出されたことにより、個人情報を取得するものとする。
それにより取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号、緊急時の擁護の要否、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。
3. 取得した個人情報は、名簿の作成、連絡網の作成、その他総会で議決されたものに利用するものとする。
4. 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
5. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして破棄するものとする。
6. 個人情報は、法令に基づく場合及び人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供しないものとする。

その他

第16条

この規約および細則に定めるもののほか必要な事項は、役員会において定める。

付 則

1. この規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
2. 一部改正、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
3. 一部改正、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
但し、第 7 条の細則については平成 16 年 11 月 29 日より適用する。
5. 一部改正、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
6. 一部改正、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
7. 一部改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
8. 一部改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
9. 一部改正、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
10. 一部改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
11. 一部改正、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。